

## 「江南市使用料・手数料の見直し(案)」に関するパブリックコメントの結果について

### 1. パブリックコメントの実施状況

- (1) 意見の募集期間 平成28年3月1日(火)～3月31日(木)
- (2) 意見の提出者数 47名
- (3) 意見数 82件

### 2. 意見の概要と市の考え方

#### (1) 趣旨について

No.	意見の概要	市の考え方
1	地方自治体で受益者負担制度は馴染むのでしょうか。指定管理者制度の導入や、シルバーセンターへの委託により、施設の維持管理経費の低減を図り、受益者負担を回避できるのがベストと考えます。	施設の利用や各種証明の発行などは、特定の方が利益を受けるサービスであるため、すべて税金で賄うのではなく、受益者(サービス利用者)に対価の適正な負担をいただく必要があります。施設利用など特定の方が利益を受ける行政サービスの提供に必要な経費の負担を、利用する方と利用しない方が適正に分ち合い、将来にわたって公共性の高い行政サービス水準を維持する観点からも、受益者負担の原則の考え方は必要と考えます。
2	市は常に受益者負担といわれますが、すべて公平に市のあらゆる施設等を利用できるとは考えられません。	
3	今回の公共施設の受益者負担の考え方は、富者、強者の立場に立つもので、弱者救済の立場に立つものとは思えません。	
4	「受益者負担」「非利用者との公平性の確保」が強調されています。しかし、それは自治体の在り方としていかがなものでしょうか。今回の「使用料・手数料見直し案」は経営的観点という狭い視点でしか見ていないように思います。市民が生き生き暮らせる江南市を目指すのが市長の公約であることを考えれば逆行するように思います。	
5	市民が公民館等の公の施設を使用して学習・文化活動等を行う場合、当該市民のみが受益者であると捉えています。この「受益」概念は狭すぎると思います。市民が自主的に行う活動は、市民自身を担い手とする文化的・社会的活動を総体として活性化するだけでなく、高齢者や若年層を含む市民の社会における活動の場を創出することで、高齢者の孤立防止や若年層の健全育成などの福祉的・社会教育的機能も期待されます。この場合、受益者は市民全体であると捉えなければなりません。見直し案は「公共的－民間的」「必需的－選択的」の2軸で施設の分類をしていますが、施設を使用して行われる市民活動の公益性への考慮が欠落していると思います。	

No.	意見の概要	市の考え方
6	<p>「受益」の範囲や対象に制限はありません。図書館・市役所・体育館等の駐車場利用にも徒歩利用者との「公平性の確保」を理由に、「受益者負担」の導入が可能であり、およそすべてのケースに導入が可能な全く便利な概念です。受益は一般的・社会的なものは除外し、「特別な利益」の享受者(例えば営業)に限定し、同時に「相当」な対価を求めることにすべきです。無料施設の有料化による費用の増加額も示されておらず、市民に説明しきれていません。</p>	(前ページに示した考え方と同様です。)
7	<p>人が集まり、生き生きと活動するためには、それを可能とする施設が大事となります。そのための施設を維持管理するためには一定の費用が必要となることも当然だと思います。費用対効果で利用者が負担すべきとするのは行政の任務放棄です。</p>	

## (2) 使用料の見直しについて

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>江南市内に無料で使える施設が多いことに驚いています。自分たちが使うのだから、最低限の料金は支払うのが当たり前ではないでしょうか。また、かなり安い料金にも驚いており、施設管理費の受益者負担の考え方には賛同できます。将来の子供たちのためにも、私たちが利用する施設には料金を支払うのが当たり前だと思います。</p>	見直し(案)に示した基本的な考え方に基づき、使用料の見直しを進めていきます。
2	<p>公共施設を利用する場合でも、受益者負担は必要で無料施設を有料化するのとは当然のことだと思います。また、受益者負担も必要経費の人件費と施設維持管理費であるので妥当の考え方で理解できます。</p>	
3	<p>公民館、学習等供用施設など地域の人が集まって趣味を楽しんだり、話し合ったりする場所の存在はとても重要です。有料になることによって利用できなくなる団体などもあると思われます。高齢者の生きがいをづくりのためにも地域コミュニティをなくさないためにも有料化するべきでないと考えます。</p>	公民館や学習等供用施設などで行われている活動が、市民の方の生きがいをづくりや、健康づくりの推進につながっていることは、十分に認識していますが、受益者負担の原則や施設を利用する方と利用しない方との税負担の公平性の観点から、見直しを行うものですので、ご理解をお願いします。
4	<p>私は一部反対として意見を申し述べます。 学習等供用施設や老人福祉センター(中央コミュニティセンター)など高齢者施設の施設使用料は今まで通りで据え置いていただきたい。 受益者負担は理解できますが、特に高齢者の健康や楽しみは今後江南市において重要な課題だと思います。寝たきり、引きこもりの高齢者を作らない元気な高齢社会・江南市にして頂きたいと思います。</p>	

No.	意見の概要	市の考え方
5	<p>江南市の施設の使用料が無料というのは他の市町と比べて優れた施策で感謝しています。年金生活者がほとんどの私たちのサークルは集める会費もわずかですから使用料が有料になったら運営に大きな支障を生じます。友達を作ったり、刺激を求めて勉強したり、新しい趣味を見つけたり、人々が集まる場を提供することは健康維持、老化防止、認知症予防に大きな効果があると思います。ひいては街の活性化にもつながるでしょう。消費税も上がり、社会保障の費用も上がり、年金は引き下げられて高齢者の生活は苦しくなっています。是非無料化を続けていただくよう強く要望します。</p> <p style="text-align: center;"><b>※ 同趣旨の意見 他15件</b></p>	<p>(前ページに示した考え方と同様です。)</p>
6	<p>利用者の多くは老人で年金生活者のため、料金はコーヒー1杯程度以下にしてもらいたい。</p>	<p>料金の算定にあたっては、類似施設や近隣市町の料金との均衡も考慮し、利用者には急激な負担を強いることのないよう、上限を設けて決定します。</p>
7	<p>年金生活のため、公共施設が有料化されると利用しにくくなります。是非有料化はしないでいただきたいです。</p> <p style="text-align: center;"><b>※ 同趣旨の意見 他9件</b></p>	
8	<p>有料にするのはイヤです。江南市で公共施設の使用料金が無料ということを知人に話すと、「それはすごいね、うらやましい」と言われます。江南市の誇れる制度は残してください。</p>	<p>これまで無料で提供している施設も含めて、利用者の方に適正な負担を求めることは、施設利用に係るサービス水準を保ち、将来にわたって施設を長く利用していただくためにも必要であると考えます。</p>
9	<p>公共施設の無料、低価格を住みやすい市のアピールに加える方が、江南市にとって近隣市町との比較アピールに有意義と考えます。</p>	
10	<p>現在、無料、定額で利用できるのは江南市の福祉施策が優れている証です。大都市と比較して、交通や文化施設等が充分発達していない分は、せめて、現行の無料公共施設は現行のままが良いと思います。住みよく心豊かな気持ち良い施策を「売り」の一つとして、いたわり・ささえ合う・やさしい街、江南市に沢山の人が住んでもらいたいです。</p>	
11	<p>有料化による人件費などを考えると赤字になると考えられ、今後値上げしていても市の財政にとって有意義とは思えません。</p>	<p>無料施設を有料化することに伴い新たな経費が必要となる施設については、できる限り使用料金の設定を抑えるため、現状の管理方法や利用状況を踏まえ、創意工夫により必要最小限の経費に留めるように努めます。</p>
12	<p>今回の案は、さらに5年毎の値上げが予定されているとも聞きます。公共施設は市民のためのものです。わずかな財源節減の効果よりも、それに伴うマイナス効果のほうが大きいと思います。ぜひとも今回及び以後の有料化・値上げは中止していただきたい。</p>	<p>定期的な料金の見直しは、施設の維持管理に要する経費や利用状況などを料金に反映させるため、5年ごとに実施します。なお、大幅な料金改正となり、利用者には急激な負担を強いることとならないよう、改正の上限倍率を設けています。</p>
13	<p>有料になると、利用者も減り街が活性化せず、淋しい地域になってしまいます。にぎやかで活発な江南を希望します。</p>	<p>使用料の見直しにより、利用者数の減少を招くことがないよう、サービスの向上を図るとともに、効率的・効果的な施設運営に努めていきます。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
14	市民憲章にある「健康につとめ、明るく豊かなまちにしましょう」「教養を深め、文化の高いまちにしましょう」の活動実践のため、市民のふれあい、生きがい、健康づくりを行う場所を提供することを主旨とする施設について、市民に個別に負担を求めることは、市民憲章を単なるスローガンにしてしまうことになるため、現在無料で利用できる施設の有料化に反対します。	公共施設に使用料を設定することが市民憲章の活動実践を妨げるものではなく、市民の負担の公平性の観点から施設利用者の方に応分の負担を求めるものです。
15	公民館や学習等供用施設などの無料施設を有料化するなら、なぜこれまでは無料利用だったのか根拠を示すべきです。	学習等供用施設は、建設時には児童館的要素の強い施設と捉え、当時より無料の取り扱いとなっており、また、公民館や中央コミュニティセンターも、同じような機能を持った施設であることから、20数年前より有料施設から無料施設に変更されています。 今回の使用料の見直しでは、専有貸出を行っていない施設などを除き、すべての貸出施設を対象として、施設の性質によって分類し、受益者負担と公費負担の割合を統一的に定め、一定の受益者負担を求めるものです。
16	学習室利用は無料、文化・スポーツ社会福祉活動等は有料との考え方の区分は何を基準にしたものなのか、整合性が理解できません。	専有での貸出を行っていない学習室の利用は、公共部分として無料の取り扱いとしています。
17	施設の利用状況に空きが多いなら、料金を上げてもあまり増収にはならないであろう。一方で、とても混雑しているなら、利用料金を原案よりもっと上げてよい。平日と土日で混雑具合が違うならば、曜日ごとの設定もしっかりと行うべきだ。理想としては、8～9割は埋まるという利用率が望ましい。そのような金額設定ならば、どうしても必要な場合は、大金を払っても利用する。混雑している施設、曜日から大幅値上げにすべきだ。	今回の使用料の見直しの趣旨は、施設利用など受益が特定されるサービスを利用する方には、その対価として応分の負担をしていただくことで、そのサービスを利用しない方との公平性を確保することとしています。料金の算定には、原価算定方式を用いることから、対価としての応分の負担には、施設の需要の度合いに関わらず、統一した算定方式で算出しています。
18	無料のままを希望しますが、私のように江南市に対して税金を払っていない者にとっては少々心苦しい感じがします。江南市以外の利用者からのみ徴収すれば良いと思います。	施設の利用状況は、施設ごとに異なりますが、市外の利用者が市内の利用者の使用を妨げているような状況はありません。また、市外料金を設定した際には、料金支払い時に、個人利用の場合は市内・市外のチェック、団体利用の場合は構成員の市内・市外の割合のチェックなどの確認業務が生じることとなります。こうしたことから、市内・市外に関わらず統一した料金設定としています。
19	最低限の受益者負担をいただくのは利用者の義務でもあるので、この案には賛成できます。ただ、民間であれば減価償却費などを含め使用料を算定しますが、なぜ受益者負担を人件費と施設維持管理費のみにしたのか、疑問を感じます。また、施設の性質別分類(見直し案の7ページ)には、利用目的によって受益者負担を減額するなど、かなり安い金額設定になっている気がするのと、将来を考えると、もう少し高くても良いのではないかと思います。	見直し(案)に示した基本的な考え方に基づき、使用料の見直しを進めていきます。なお、施設の建設に係る建物建設等の減価償却費や大規模修繕費は、市の施策として、それぞれの行政目的を持って整備されたものであり、すべての市民に利用の機会を提供するための費用と考え、公費で負担することとしています。また、算定した料金によっては、大幅な料金改正となり、利用者に急激な負担を強いることとなるため、改正の上限倍率を設けたうえで、定期的な料金の見直しを実施することとしています。

No.	意見の概要	市の考え方
20	<p>江南市使用料・手数料の見直し「案」については、基本的に賛同致します。但し、老人福祉センター、布袋ふれあい会館の浴室の使用料は、利用者にとっては生活費であり、その一部負担のように思えることから、100円ではなく、むしろ200円以上でも良いと思います。むしろこれを機会に、浴室の施設そのものを、市として必要とするのか考えるべきではないかと思います。</p>	<p>見直し(案)に示した基本的な考え方に基づき、使用料等の見直しを進めていきます。なお、今回の見直しによる料金の算定につきましては、人件費や施設維持管理費を原価に、統一的な算定方式に基づき計算しております。また、浴室の必要性については、市民ニーズや今後の利用状況等を踏まえ判断していくとともに、公共施設全体のあり方については、老朽化に伴う更新問題や人口減少等による施設の利用需要の変化を踏まえ、今後、公共施設の再配置計画を策定する予定です。</p>
21	<p>算定方法にある原価および総稼働時間面積が個別施設ごとに提示されていないのは、算定方法の明確性に欠けていると判断します。</p>	<p>使用料算定の基礎となる原価は、職員の人件費及び施設の維持管理費を平成26年度決算額で算定しています。また、総稼働時間面積は、平成26年度における年間利用可能であった日数・時間をすべて算入しています。なお、パブリック・コメントでは使用料・手数料に関する市の基本的な考え方について、市民のみなさんのご意見を伺うものですので、施設ごとに示した改正料金(案)は参考資料として取り扱っています。</p>
22	<p>見直し案には施設使用料の算定方法が示されており、参考資料には計算結果が示されていますが、計算の基礎となる単価等の実数をお示しください。また、計算式に「稼働時間/日」の項がありますが、施設の稼働率をどう想定しているのでしょうか。さらに、手数料の算式中、「処理件数」の実数はどのように想定されているのでしょうか。これらは使用料等の妥当性検証に不可欠です。</p>	<p>仮に施設の稼働率を設定した場合、稼働していない時間のコストを利用者に負担していただくことになってしまうため、施設稼働時間/日には、利用可能な時間をすべて算入しています。また、手数料の処理件数は、平成26年度の実績件数を用いています。</p>
23	<p>使用料は、地方自治法第225条により「徴収することができる」とされています。これは、公有財産を占有もしくは利用・活用し「特に利益」を受けるもの(例えば電柱やガス管等)を主眼としていると解すべきで、一般住民が社会的な活動等に利用する際には、本来無料とすべきです。「徴収」するとしても「利用によって発生する消耗的経費等」を徴収の原価の限度にすべきです。また、施設の設置が特定の市民を対象にしていることから、非利用者との公平を強調することは、施設設置の行政的必要性や目的を自ら否定しかねません。今は利用していなくても、今後利用する可能性は、すべての市民に開かれています。こうした施設のもつ必然性から、公費負担が当然とされていると思います。</p>	<p>地方自治法第225条には、電柱やガス管等による行政財産の目的外使用許可による場合のほか、公の施設の利用についても使用料を徴収することができることとされています。使用料の原価には人件費及び施設の維持管理費が含まれ、実際にサービスを利用された方に応分の負担として使用料をいただくものです。なお、用地取得費、建物建設等の減価償却費や大規模修繕費は、公費で負担することとしています。</p>
24	<p>管理人件費を原価に加えることが「公平性の確保」のごとく扱っていますが、理解しがたい解釈です。なぜなら、今回原価から除外されている土地取得費をはじめとした費用を除外する「公平性確保」の根拠は示されていないからです。何の費用をもって原価とするのが「公平」なのか説明責任を果たしていません。</p>	<p>施設の建設に係る用地取得費、建物建設等の減価償却費や大規模修繕費は、市の施策として、それぞれの行政目的を持って整備されたものであり、すべての市民に利用の機会を提供するための費用と考え、公費で負担することとしています。</p>
25	<p>各施設の職員は、管理以外の諸業務も合わせて実行しており、管理業務はあくまで諸業務の一環で他の業務と分離できません。「応分の負担」との趣旨を撤回し、「費用の一部を負担」と言い換えるべきです。</p>	<p>使用料の原価に含まれる人件費は、施設維持管理業務に直接従事する割合を算出したうえで、平成26年度決算における職員の平均単価を用いて算定しています。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
26	既存の料金との乖離実態をまずは明らかにすべきです。市民への説明の手順はこの乖離の実態を示すことから始まり、近隣公共施設等の料金設定との考え方の比較、人件費加算とするなら算定の統一基準を示して検証に委ねるべきです。	現行の使用料は、昭和56年度以降見直していないため、現在の施設維持管理に係る原価を正確に把握し直した上で、サービスの適正な対価として受益者に負担を求めるものです。 最終的な金額は、類似施設や近隣市町の料金との均衡も考慮し、現行料金から大幅な改正となる場合には上限倍率を設定し決定します。 人件費については、施設維持管理業務に係る人工を算定した上で、原価に算入しています。
27	「施設の性質的分類」において「民間的(市場的)」に供給されているとされる施設について、それらと同等の機能をもつ民間施設が江南市内に現に存在するのでしょうか。民間によって市場的に供給されていない施設または供給されなくなる可能性がある施設については、今後も公的に供給する他なく、その場合は使用料の在り方を考え直さざるをえないのではないのでしょうか。	施設の性質別分類において、民間的(市場的)と分類された施設は、公共だけでなく、民間でも供給可能なサービスを提供する施設として位置づけています。今後、定期的な料金見直しを行う際には、社会情勢の大きな変化や市民ニーズなどを的確に把握し、対応します。
28	真に選択的であって民間的供給がふさわしいと判断される施設については、その料金設定にあたっては市場的価格競争を度外視することはできないはずですが、使用料算定方式を見る限りこのことは考慮されていません。仮に民間が算定する使用料よりも安価に施設・サービスを提供している場合でも、市は相対的に高額な使用料を徴収し続けることとなります。	「選択的かつ民間的」に分類した施設は、受益者負担の割合を100%と設定していますが、使用料の算定基礎となる原価には、人件費と維持管理費のみを算入し、用地取得費、建物建設等の減価償却費や大規模修繕費は、すべての市民に利用の機会を提供するための費用として公費で負担することとしていますので、必ずしも民間よりも高額となるとは考えていません。
29	学校給食センターや少年センター等が第2分類(必需的・民間的)に位置づけられ受益者負担50%とされている点は納得できません。①学校給食センター・児童館・児童支援センター・少年センター等は現在江南市において民間的・市場的に供給されているのでしょうか。あるいは、それらを市場的供給に委ねることが妥当であり、かつ市場的に供給される可能性があるとお考えなのではないのでしょうか。②少子化・貧困対策が求められているなか、児童館・放課後子ども教室について、算定方式に基づく受益者負担を求めることが適切とお考えでしょうか。③学校給食法第11条により学校給食について食材費以外の費用を保護者から徴収することが禁じられています。学校給食センターを第2分類に位置づけ、受益者負担50%と書き込むこと自体、不適切ではないのでしょうか。	江南市では、児童館などを民間に運営委託しており、また、学校給食センターの調理業務については、将来的な民間委託化も検討されていることから、施設の性質別分類では第2分類に位置づけています。ただし、使用料を徴収できない施設や使用料の対象となる貸出をしていない施設については、使用料見直し対象外施設として(※)で整理しています。 なお、放課後子ども教室、少年センター、子育て支援センターにつきましては、独立した建物を有する施設ではないことから、施設の性質別分類から削除させていただきます。
30	市場的施設を100%としているが、公共施設が独占的に設置し民間に皆無といえる施設とは何なのかとの疑問が生まれます。需要に対し、どの程度の割合で存在するのか等の実態の把握も必要になると考えます。50%の比率が適当との合理的基準も示されていないため、導入根拠を明確に示すべきです。	「必需的かつ民間的」又は「選択的かつ公共的」と分類した施設については、行政にもサービスを提供する一定の役割がありますので、受益者負担と公費負担の割合をそれぞれ50%と設定しています。
31	私見による原価計算によって、大幅な引き上げとなるような事態に至ったときは、「上限倍率の設定」は必要と考えます。案で提案されている5年ごとの段階引上げの考え方を理解します。	見直し(案)に示した料金改正の限度を設ける措置に基づき、使用料の見直しを進めていきます。

No.	意見の概要	市の考え方
32	消費税率10%への引き上げに伴う料金アップ額よりも、大半の施設が無料行政サービスだったものが、有料化になるというギャップの大きさに、市民は脅威を感じている。算定料金の全額を見直し額とするのではなく、2段階ステップを設けて料金を見直すこととして平成29年4月改正の額を設定してはどうか。	今回の見直しでは、算定した料金によっては、大幅な料金改正となり、利用者に急激な負担を強いることとなるため、改正の上限倍率を設ける激変緩和措置をとっています。
33	減額・免除等の制度化など、福祉的配慮をすべきです。	既存の有料施設については、現行の減免規定を適用しますが、新たに有料化する施設については、減免の規定を適用しないこととしています。

### (3) 手数料の見直しについて

No.	意見の概要	市の考え方
1	手数料については、案の内容で賛成します。	見直し(案)に示した基本的な考え方に基づき、手数料の見直しを進めていきます。
2	現在、印鑑登録証の亡失による再登録は無料です。一宮市では、印鑑登録証亡失しての再登録は有料だと聞いています。再登録をすれば、手続きに時間もかかりますし、登録証をもう一度作ることになります。費用の点から考えて、少なくとも、自分の過失で登録証をなくした場合は、再登録手数料は取るべきだと思います。	印鑑登録証の亡失による再登録の状況や近隣市町の状況を考慮して、検討します。
3	市民サービス課で行う証明書の発行は、必要に迫られての場合が多い。こちらの手数料は現状維持が望ましいと思う。事務作業は煩雑になるが、月3枚までは現状のまま、それ以上の発行は手数料を上乗せ、というのでもよい。	現行の手数料は、昭和56年度以降見直していないため、各種証明発行事務等の原価を正確に把握し直した上で、サービスの適正な対価として受益者に負担を求めるものです。
4	昭和56年時点の原価との乖離状況をまずは明らかにすべきです。既存の算定方式との乖離がはなはだしくとも、法律で定められた額や国・県等の基準とも比較し、乖離があるならどのような考え方を今後の基準にするのか示すべきです。	国・県等の基準に準じて定めているものについては、見直しの対象外としています。

### (4) その他の意見について

No.	意見の概要	市の考え方
1	江南市は消費税の納税業者ではありませんが、案は使用料にすべて課税としています。一般の事業者と違い、課税分が丸々市の収入増になるだけのため、敢えて課税する必要を見出せません。	使用料は、消費税の課税対象である資産の譲渡等に該当するため、消費税を転嫁しています。なお、手数料は、消費税の非課税対象であるため、消費税を転嫁していません。
2	類似施設を同一料金とするのは、原価主義と相容れません。原則との整合性がなく何のための原則かわかりません。	原則として使用料の原価を算定するにあたっては、各施設ごとに算定することとしていますが、類似施設で統一を図る必要性が認められるものについては、施設間での均衡が図られるよう調整しています。

No.	意見の概要	市の考え方
3	5年ごとの料金見直しは、費用対効果から見て、短すぎます。実費程度の料金ならば、消費者物価指数が20%程度の上昇等の基準が適切と思います。	今後も受益者負担の適正化を進めていくためには、定期的な料金の見直しが必要であり、5年程度の期間で見直していくことが適当と考えます。
4	民間企業の多くはユーザーに費用増を転換できないため知恵を絞り相当なパワーを費やしているのが現状です。 江南市において受益者負担を採用する前段階で実施された経費削減の取り組みがあればその経過を追加してください。	市では、昭和61年3月に江南市行政改革大綱を策定して以降、数次にわたる行政改革の取り組みの中で、事務事業の見直しなどによる経費削減を進めてきましたが、経費削減の取り組みについて、掲載する予定はありません。
5	今回の見直しによる平成29年4月の改正では、受益者負担額の推移から、年額4,945万円の効果がある見込みですが、第二次経営改革プラン行動計画(平成26～29年度)では、年額963万2千円の効果がある見込みであります。 行動計画公表後、わずかの期間で4倍以上の効果額増とされた事由を追加してください。	使用料・手数料の見直し(案)の8ページに記載しているグラフは、既存の有料施設に係る使用料の算定額が大幅な料金改正となる場合に、利用者に急激な負担を強いることがないよう、上限設定の考え方を示したものです。 したがって、平成26年度決算額と平成29年4月改正の差額がそのまま増収額と同じになるものではありません。(10ページの手数料のグラフも同様) また、第二次経営改革プラン行動計画の効果額は、計画策定時点において料金改正が想定される施設等をベースに、利用率の減少や新たに必要となるランニングコストの見込みを加味して算出したものです。
6	施設を利用できない人のために、例えば、もっと会場の場所を増やす、交通方法を考える、広報で利用を勧めるなど、利用者を増やす方法を考えるべきです。	広報こうなんや市ホームページ等を活用し、施設の情報提供や周知を行い、利用者の増加を目指すとともに、施設的环境整備に努め、利便性の向上を図ります。
7	分散する各施設で集金する使用料収入の金額が増すことによって、金銭上のトラブルや不正が起こらないよう事前に金銭管理の徹底を検討しておく必要があると思います。	有料化に伴う料金の取り扱いについては、不正等のないよう、適正な管理の徹底を図ります。夜間開館時や閉館時間帯における管理を適切に行うため、必要に応じて事務所の警備保障委託を行う予定です。
8	既存の施設だけでなく、施設全般について使用される方々や市民に対してアンケート調査されることが必要と考えます。アンケート調査は費用がかかりますが無暗に施設を維持する必要がないこともあり得るのでないでしょうか。	平成28年3月1日(火)から平成28年3月31日(木)まで、市内在住の方、在勤または在学の方を対象にパブリックコメントを、また、施設をご利用いただいている方を対象に施設利用者アンケートを実施しました。 頂きました貴重なご意見は、使用料・手数料の見直し(案)への反映も含め、今後の市政運営の参考にさせていただきます。
9	市民や施設利用者は、今回の見直し計画をほとんど知らないのではないか。施設を利用する各種団体に意見を求めることが重要である。	
10	年金生活でささやかな趣味を楽しんでいます。公民館の使用料の有料化は市民の声をもっと聞いてから決めてほしいです。	
11	質問者に対し市は、もうほとんど決まっているが、「ご意見があればどうぞ」と言われたと聞きました。はじめから決定しておいて形式的にコメントをとり済ます方法は卑怯です。	

No.	意見の概要	市の考え方
12	文化会館展示室の現行料金設定は、1日分は9時から21時である。我々の団体が複数日連続利用する際、18時以降は閉展する運用で利用したが、夜間作品を外さなければ料金を徴収すると過剰請求されたことは納得できない。今回の値上げ、有料化に伴い既成の規定制度も市民(利用者)が納得できるよう見直して改定していただきたい。	展示会等で複数日の連続使用をする場合、開場時間が9時から18時までとしても、展示物やパネル等の設備はそのまま占有し続けることになるため、利用申請・許可の時間には、開場する時間帯のみではなく、無人であっても展示物等で占有している時間も含まれます。
13	有料化には賛成いたしますが、布袋ふれあい会館の競技場全面・半面で各々使用料が定められると、卓球台5台のうち、他のクラブとの共用の際に、2台と3台に分かれた場合、使用料はどうなりますか。卓球台1台ごとの使用料を希望します。また、使用時間について、3時間使用することはできないのでしょうか。使用できるとしたら、1時間の超過分はいくらになりますか。	布袋ふれあい会館の競技場は、卓球以外にも他のスポーツでの利用もありますので、種目ごとの基準ではなく、全面・半面での料金設定を考えています。使用時間については、他の多くの施設が2時間単位を基準としていますので、同様の取り扱いとしています。
14	社会福祉協議会が老人福祉センターを利用する場合の施設費の取扱いが不明のままです。有料にするなら料金徴収が当たり前で、費用の増加は別に対処すべきです。	江南市老人福祉センターは、1階が老人福祉センター、2階が中央コミュニティ・センターとなっている複合施設であり、江南市社会福祉協議会と指定管理の協定を締結し管理しています。社会福祉協議会が中央コミュニティ・センターで行う事業についても、施設の有料化に伴い使用料金が発生すると考えます。